

## 公益社団法人日本小児歯科学会認定歯科衛生士制度施行細則

第1条 公益社団法人日本小児歯科学会認定歯科衛生士制度規則（以下「規則」という）の施行にあたって、同規則に定められている事項以外は、次の各条に従うものとする。

（委員会）

第2条 規則第2章に定める歯科衛生士委員会（以下「委員会」という）は、委員10名以内で構成する。

（常任委員会）

第3条 規則第7条に定める委員会の常任委員会は若干名で構成され、委員会委員が互選により定める。

2. 常任委員は、委員会業務の調整、学会理事会との連絡および委員会事務に関する事項の処理を行う。

（小委員会）

第4条 規則第7条に定める小委員会は、委員会が必要であると認めたとき設けるものとする。

2. 小委員会の目的、業務および委員の定数は、委員会で決定する。

（研修単位）

第5条 規則第8条における必要な教育研修単位は30単位以上とし、附表の1に各施設の研修1年について付与される単位数を提示する。研修期間については、2年以上（常勤相当）の小児歯科に関する研修および臨床経験を有すること、またはこれと同等以上の経歴を有していなければならない。

2. 1年未満の教育研修は、研修を行った月数を12で除した値に所定単位を乗じて算定する。
3. 週単位の教育研修は、研修を行った週数を5で除した値に所定単位を乗じて算定する。

（認定歯科衛生士試験）

第6条 規則第10条における認定歯科衛生士試験とは、日本小児歯科学会全国大会ならびに地方大会における発表時（学術、症例報告など）の口頭試問とする。

（公示）

第7条 規則第11条により認定歯科衛生士と認定された者は、日本小児歯科学会総会で報告され、小児歯科学会雑誌に掲載される。

（研修施設）

第8条 委員会は、必要と認める場合は当該施設を実地調査できる。

第9条 規則第14条(3)に定めるその他施設とは、研修施設へ申請の上、委員会の審査により適当と認められた施設とする。行政（保健所、都道府県庁、市町村役場）、口腔保健センター等がそれに該当する。

（更新の申請）

第10条 規則第18条に関し、止むを得ない理由で認定更新の申請ができないと委員会が認めた場合には、その理由が消滅した時点に遡及し申請することができる。

2. 止むを得ない理由が無く、未更新による認定歯科衛生士資格喪失者が再び認定歯科衛生士を申請するときは新たに申請しなければならない。

(諸費用)

第 11 条 本制度の施行にかかわる諸費用は次のように定める。

- (1) 認定歯科衛生士認定申請料 1 万円
- (2) 認定歯科衛生士認定審査料 2 万円
- (3) 認定歯科衛生士認定登録料 1 万円
- (4) 認定歯科衛生士更新申請料 1 万円

第 12 条 既納の認定歯科衛生士認定申請料、認定歯科衛生士認定審査料および登録料は、いかなる理由があっても返還しない。

(細則の変更)

第 13 条 本細則を変更する場合には、委員会の議を経て学会理事会の承認を得なければならない。

付 則

第 1 条 この施行細則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

第 2 条 この施行細則は、平成 23 年 5 月 25 日から一部改正施行する。

第 3 条 この施行細則は、平成 24 年 3 月 4 日から一部改正施行する。

第 4 条 この施行細則は、平成 26 年 5 月 15 日から一部改正施行する。

第 5 条 この施行細則は、平成 28 年 3 月 6 日から一部改正施行する。

**附表 教育研修単位基準（認定歯科衛生士申請時に必要な単位）**

1. 1年間の各施設での研修で得られる教育研修単位

- |                       |    |
|-----------------------|----|
| 1) 小児歯科専門医がいる施設       | 15 |
| 2) 小児歯科認定医がいる施設       | 10 |
| 3) その他（委員会が適当とみとめた施設） | 5  |

2. 小児歯科関連の学会および研修会での発表あるいは参加で得られる教育研修単位

1) 日本小児歯科学会大会（全国大会、地方会大会）

- |                       |    |
|-----------------------|----|
| (イ) 発表者のみ（共同発表者は含まない） | 15 |
| (ロ) 参加者               | 10 |

2) 小児歯科関連の国際学会大会（国際小児歯科学会、アジア小児歯科学会など）

- |                     |    |
|---------------------|----|
| (イ) 発表者（共同発表者は含まない） | 15 |
| (ロ) 参加者             | 10 |

3) 小児歯科に関連する学会大会または地域単位の研修会および委員会が適当と認めた研修会

- |                     |    |
|---------------------|----|
| (イ) 発表者（共同発表者は含まない） | 10 |
| (ロ) 参加者             | 5  |

注1：

上記 1) 2) に該当する学会あるいは研修会は、委員会で承認されたものでなければならない。さらに (イ) (ロ) については、発表証明あるいは参加証明が必要である。ただし、会員証 (ID カード) で登録を行った研修会については、参加証明の添付は免除する。

注2：

日本小児歯科学会の全国大会・地方会大会で発表すれば、出席の 10 単位と発表の 5 単位が加算され、15 単位となる。また、各地方会に出席する毎に、教育研修単位は加算される。